

相模原市鹿沼公園内複合施設における簡易印刷機利用基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、本市の鹿沼公園内に設置する複合施設（以下「複合施設」という。）の登録団体及び地域団体の活動に係る文書等の印刷について、その利便を図るため、複合施設に備えた簡易印刷機（以下「印刷機」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

（地域団体）

第2条 前条に規定する地域団体とは、以下のとおりとする。

- （1）自治会
- （2）青少年健全育成協議会
- （3）社会福祉協議会
- （4）防犯協会、市安全・安心まちづくり推進協議会
- （5）民生委員児童委員協議会、青少年相談員協議会
- （6）スポーツ推進委員連絡協議会、青少年指導委員連絡協議会、健康づくり普及員連絡会
- （7）公民館運営協議会、公民館専門部・委員会等、公民館が事業委託等する実行委員会、まちづくりセンターその他本市の各課機関
- （8）その他上記に類似する組織団体

（利用の制限）

第3条 印刷機の利用は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条各号に掲げる行為に該当しないもので、複合施設の運営方針に基づく活動に係るものに限るものとする。

（利用できない日及び時間）

第4条 印刷機を利用できない日及び時間は、次に掲げるとおりとする。

- （1）利用できない日

ア 複合施設の休館日

イ アに定めるもののほか、指定管理者が定める日

- （2）利用できない時間

複合施設を利用できる時間のうち、午後0時から午後1時までの時間。

ただし、指定管理者が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、現金取扱者が不在の日及び時間

(利用の申請)

第5条 印刷機を利用しようとする者は、利用に係る申請を指定管理者に行い、承認を受けなければならない。

(利用料)

第6条 印刷機の利用料は、次のとおりとする。

(1) 製版に係る費用は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額とする。

ア A3対応機 1原稿当たり40円

イ B4対応機 1原稿当たり30円

(2) 印刷に係る費用は、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額とする。

ア 用紙持込の場合(インク代)

100枚(その枚数に100枚未満の端数があるとき、又はその全部が100枚未満のときは、その端数又はその全部は100枚とする。)当たり50円

※ 両面印刷の場合は、表面及び裏面を各1枚と算定する。

イ 用紙持込以外の場合(用紙及びインク代)

A3用紙1枚当たり 5円

B4用紙1枚当たり 4円

A4用紙1枚当たり 3円

※ 片面印刷、両面印刷に関わらず、枚数で算定する。

附 則

この基準は、令和●●年●●月●●日から施行する。